

【緊急！】消費者トラブル注意報 第80号

就職・進学・転勤など引っ越しシーズン到来。引っ越しトラブルにご注意を。

事例

- ・ 事業者引っ越しを依頼し、荷物の運搬が完了し、全ての荷物を確認することなく受け取りのサインをした。疲れていたこともあって荷物を放置していたところ、あっという間に1ヶ月が経ち、先日ようやく荷解きを始めたところ、1箱だけ手元にないことに気が付いた。事業者へ苦情を申し出たが、「全ての荷物を届けた。受け取りのサインもいただいている。」の一点張りで、対応してくれない。
- ・ 他社に相見積もりを取ることなく、ネットで安いと謳っていた事業者へ引っ越しの依頼をしたが、後になって他社が大幅に安いことが判明し非常に悔やんでいる。運搬作業の際には、ソファの脚を折られてしまい、減額または賠償を求めたが、一切応じてくれない。泣きっ面に蜂だ。

消費者へのアドバイス

複数の事業者から見積りを取り、価格だけではなくサービス内容も確認しましょう。

見積書や約款は契約内容を示す重要なものです。よく読んで、分からないことがあれば事業者積極的に質問し、十分に検討しましょう。

荷造りの際は、箱の中身を写真に撮ったり、箱に中身を明記したうえナンバリングしたりしましょう。引っ越し完了後はすぐに箱の数や中身を確認し、紛失や破損に気がついたらすぐに事業者へ連絡しましょう。作業中に家屋に傷がついたなどの場合は、その場で事業者へ申し出ましょう。

貴重品や大切なものは、できるだけ自分の手で運ぶようにすることも、トラブル回避に有効です。

お住まいの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)